

「労使間のトラブル無料相談」重点受付週間の

お知らせ（解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ、手当の未払 など）

◎重点受付週間

期間：令和元年10月5日（土）～11日（金）

☆土曜・日曜も相談を受け付けます。また、平日は相談時間を延長します。

平日 午前8時30分～午後8時
（来所の受付は午後7時まで）

土・日 午前9時～午後5時
（来所の受付は午後4時まで）



ご利用は
無料

場 所：佐賀県労働委員会事務局（佐賀県庁南館3階）

※来所の相談については、事前予約をおすすめします。



◎重点受付週間以外の平日でも、**解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ、手当の未払い**などの労使間トラブルの相談を通年無料で行っています。

ご相談は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、電話もしくは来所にてお受けしています。

秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。



問合せ先 **佐賀県労働委員会事務局**

電話：0952(25)7242 FAX:0952(25)7324

〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階

※案内図は裏面参照



佐賀県労働委員会事務局案内図

